

5 外部評価

環境局長は、内部監査結果等をもとに、外部評価※を実施する。

※外部評価とは、各所属の取組に対する環境管理事務局の意見聴取に当たり、環境マネジメントシステムの有効性の評価及び改善事項に対する意見について、専門的見地から外部有識者の助言を参考にすること。

(1) 対象範囲

評価の対象は、大阪市庁内環境管理計画（環境マネジメントマニュアル）の適用範囲とする。

(2) 外部評価の実施

環境局長は、外部評価の実施計画を策定し、上記内容を関係する所属長に通知する。

(3) 評価の委員

評価の委員は、環境マネジメントシステム審査員の資格を有する者、学識経験者、その他環境局長が適当と認める者の中から環境局長が依頼する。

(4) 外部評価の結果

- ① 環境局長は、外部評価の全体を集約し、外部評価報告書を作成し、事務事業編推進 PT へ報告した後、市長に報告する。（別紙フロー参照）
- ② 環境局長は、上記報告内容を所属長に周知するとともに、その概要を大阪市ホームページで公表する。
- ③ 外部評価に関する記録は、環境管理事務局（環境局 環境施策部）において5年間保存する。

(5) その他

その他、外部評価の実施に関して必要な事項は、環境局長が別に定める。

外部評価フロー

